ごみ出し支援を希望する方へ

もえるごみを近くのごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯に対し、ごみ出し支援を行います。

●対　象

自力でごみステーションまでごみを搬送することが困難な方で、避難行動要支援者名簿に登録されている方または65歳以上の方のみで構成される世帯

●収集方法

玄関先など、事前に取り決めた場所に出されたもえるごみをごみステーションまで運搬

●手数料　50円／１回

●委託先　NPO 法人絆

●申し込み

ごみ出し支援申込書を区長、自治会長または地区民生委員へ

※ごみ出し支援申込書は環境課、各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード可

●問い合わせ　環境課　内線２８３

登録しませんか 避難行動要支援者名簿

自分で避難できない方や助けを呼べない方

災害発生時に避難誘導、安否確認および避難所などでの生活支援を迅速・的確に行うため、自分で避難できない方や助けを呼べない方を事前に把握し登録する「避難行動要支援者名簿」を整備します。対象となる方で、名簿への登録を希望する方は問い合わせ先へお知らせください。

●対　象

町内在住の高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する方のうち、災害が発生または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、かつ支援を必要とする次の方

①要介護３～５までの方

②要介護１または要介護２でひとり暮らしまたは同居の家族が65歳以上の方

③身体障害者手帳１級または２級の方（心臓・じん臓機能障害のみで該当する方は除く。）

④精神障害者保健福祉手帳１級または２級でひとり暮らしの方

⑤療育手帳Ａ判定の方

⑥難病疾患がある方（歩行が困難な方）

⑦75歳以上でひとり暮らしの方または75歳以上のみの世帯の方

⑧75歳以上で日中ひとり暮らしの方

※社会福祉施設などに入所または入院している方は除く。

●問い合わせ　福祉課　内線１２７

雑草の刈り取りや樹木のせん定を定期的に！

土地の管理を適切に行うのは、所有者、管理者の責務です。特に空き地は、これからすぐに雑草が茂り、ハエ、蚊、毛虫などの害虫が発生するほか、道路の見通しが悪くなることにより、交通事故を誘発する原因にもなります。

雑草が茂っている土地ではごみの不法投棄がしばしば見受けられ、**不法投棄された土地の所有者は、ごみの処理を自身でしなければなりません。**

付近の住民に迷惑がかからないよう、定期的に土地の状況を確認し、自分で刈り取るか、業者に委託して適正な管理をしましょう。雑草だけではなく、各家庭の樹木も道路にはみ出した部分はせん定し、ほかの人の迷惑防止や事故防止に努めるとともに、清潔で快適な町になるよう環境美化に努めましょう。